

令和 4 年 1 2 月

長万部町ガスをご利用の皆様へ

日頃より、町営ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、長万部町のガス料金について、お知らせをさせていただきます。

皆様もご承知のことと存じますが、コロナ禍からの経済活動の回復に伴う電力・ガス需要の増加、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻及び円安の進行による輸入価格の上昇に伴い、令和 4 年に入ってから、著しくガス原料価格は高騰してきています。

皆様のガス料金については、原料費調整制度（貿易統計原料価格等数値の 3 ヶ月平均を料金に反映）というしくみを導入して算定しております。

原料の輸入価格が高騰した場合でも、これまでは、皆様の負担が大きくなりすぎないように、原料費の上昇分をガス料金に安く反映させることができるように、上限額を設けておりました。※参考までに別紙（原料費調整制度について）をご覧ください。

長万部町におきましては、令和 4 年 2 月からこの上限額を超えており、料金に反映できない超過分は、ガス事業会計で負担してまいりました。

しかし、今後も原料価格高騰は続いていくことや、ガス需要家も減少してきていることから、厳しい事業運営が予想されます。

このようなことから、今後の安定的なガス事業運営を図るため、長万部町ガス供給条例における原料費調整額の上限に関する規定を廃止させていただきました。

令和 5 年 1 月 1 日から実施し、1 月検針分より適用いたします。

なお、実施期日前から継続してガスを使用している場合で、実施期日から同年 1 月 31 日までの間に初めて確定するものについては、従前の料金を適用いたします。

継続して使用している一般家庭については、事実上 2 月検針分から適用になります。

この廃止に伴いまして、ガス需要家の皆様のご負担は、一般家庭（1 ヶ月で 5m³使用の場合）で毎月 100 円程度、1 年間で約 1,200 円程度増額となる見込みです。

現在の大幅かつ急激な社会変動、環境変化を踏まえ、今後も安定的な事業の継続に近づいていきたい、この判断に至りました。

ガス需要家の皆様に、特段のご理解とご協力をお願いいたくお知らせいたします。

長万部町役場水道ガス課

TEL 2-2862